

株式会社第一ヒューテック 人権方針

1. はじめに

株式会社第一ヒューテックは、お客さまの信頼に応え、安心安全な工事で品質の高い建築をお納めすることはもちろんのこと、お客さまと共に成長し、様々な社会課題にも取り組みながら、未来にわたり社会から必要とされ続ける企業を目指しています。

その実現のためには、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、一人ひとりの人格と尊厳が守られる社会の実現に貢献することが重要です。当社は、「人」を企業活動の基盤と考え、人権尊重を企業活動の重要な基本原則として位置付けています。

当社の事業は、従業員、お客さま、協力会社、地域社会をはじめとする多くの関係者との信頼関係によって支えられています。特に建設事業に携わる企業として、一人ひとりの生命、安全、健康および人としての尊厳が守られることを事業活動の前提と考えています。

この認識のもと、人権尊重を企業活動の基本原則として位置付け、公正で安心して働くことができる環境の整備と持続可能な社会の実現に努めるため、本方針を制定します。

2. 人権尊重への基本方針

当社は、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。

また、自ら人権侵害を行わないことはもとより、事業活動や取引関係を通じて生じ得る人権への負の影響の防止および軽減に取り組みます。

さらに、役員、従業員等ならびに取引先、協力会社その他のビジネスパートナーとともに、人権尊重の取り組みを推進します。

3. 国際規範の尊重

当社は、国際人権章典、ILO（国際労働機関）「労働における基本的な原則及び権利に関する宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これらに基づいて事業活動を行います。

また、事業活動を行う国および地域の法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

4. 適用範囲

本方針は、役員、従業員、派遣労働者その他当社の業務に従事するすべての者に適用します。

また、取引先、協力会社その他のビジネスパートナーに対しても、本方針への理解と支持を求めます。

5. 人権尊重への取り組み

当社は、事業活動において次の事項を尊重し、人権侵害の防止に取り組みます。

(1) 差別の禁止

人種、国籍、民族、出身、宗教、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、婚姻状況その他の属性を理由とする差別および不当な取扱いを行いません。

(2) ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、求職者等に対するハラスメントその他のあらゆるハラスメントを容認しません。

(3) 強制労働および児童労働の禁止

あらゆる形態の強制労働、人身取引および児童労働を認めません。

取引先および協力会社に対しても同様の考え方への理解と協力を求めます。

(4) 労働者の権利の尊重

結社の自由および団体交渉権を含む労働者の権利を尊重します。

(5) 安全で健康的な職場環境

事業活動に関わるすべての人の生命および健康を最優先とし、労働災害の防止および安全衛生の確保に努めます。特に建設工事における重大災害の防止に取り組み、安全で健康的な職場環境づくりを推進します。

(6) 適正な労働条件の確保

労働時間を適切に管理し、法令に基づく適正な賃金支給を徹底します。

(7) 個人情報およびプライバシーの保護

個人情報を適切に管理するとともに、プライバシーの保護に努めます。

(8) 地域社会との共生

事業活動が地域社会および地球環境へ及ぼす影響を認識し、安全・安心な施工の実施、環境負荷の低減および地域社会との良好な関係の構築に努めます。

(9) 外国人労働者の人権尊重

外国人労働者を含むすべての働く人々の人権を尊重し、差別および不当な取扱いのない職場環境の確保に努めます。

(10) ダイバーシティ&インクルージョンの推進

性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様な人材が互いを尊重し、それぞれの能力を発揮できる包摂的な職場づくりを推進します。

6. 人権への負の影響の把握と改善

当社の事業活動において生じ得る人権への負の影響の把握に努めます。

また、把握した課題について適切な改善に努めます。

7. 是正および救済

事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが判明した場合には、適切な是正および救済に取り組みます。

また、人権に関する相談および通報を受け付ける仕組みを整備し、相談者および通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

8. 教育・啓発

本方針が事業活動において適切に実践されるよう、役員および従業員等に対する教育および啓発に取り組みます。

また、取引先、協力会社その他のビジネスパートナーに対しても、本方針への理解と協力を求めます。

2026 年 10 月 1 日制定